

仕様書

1 件 名 テレワーク用通信サービスの調達 一式

2 調達概要

本調達は職員がテレワーク勤務する際に使用する貸出端末（Surface）および個人所有端末の利用において、閉域網経由で庁内システムへ接続可能な通信サービスを導入する。

3 納入場所 岐阜市長が指定する場所

4 調達期間

(1) 機器手配及び回線工事

契約締結日から令和3年12月15日までに必要な機器を準備の上、サービス提供に必要な工事を完了すること。

(2) 利用開始日

令和3年12月16日とする。ただし、上記(1)の機器手配及び回線工事が令和3年12月15日以前に完了した場合は、発注者と協議の上、利用開始日を早めることができる。

5 調達内容

(1) モバイル網一式の提供

- ・接続に利用するための機器及び回線を含んだ月額利用形式にて提供すること。
- ・利用期間は3年間（36か月）を想定している。

(2) USBスティック型データ通信端末

- ・SIM機能が搭載されていること。
- ・4G（プラチナバンド）を利用できること。

(3) モバイル通信料の設定

- ・1か月あたりのパケット量の利用量は、上限10GB（/回線）を想定している。
- ・利用するパケット量に応じて費用を抑えることができるプランであること。

(4) 閉域網通信サービス

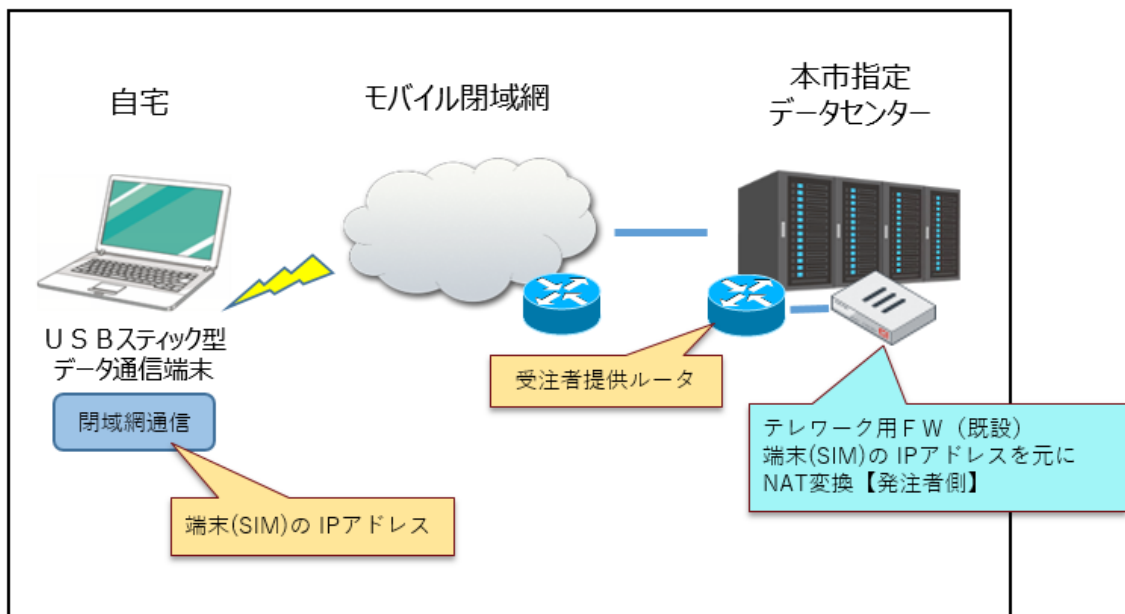
- ・本市の庁内ネットワークへ接続する際にインターネットを経由することなく、安全に接続可能な閉域網通信サービスを提供すること。
- ・接続先拠点は、本市指定データセンター（岐阜市八ツ寺町内）とすること。
- ・回線帯域は、モバイル網から本市指定データセンターに設置する受注者提供ルータまでにおいて100Mbps以上（帯域確保型）とすること。（接続イメージ図参照）
- ・閉域網通信サービスへの接続時は、事前に設定をしたID・パスワードにより認証が行えること。
- ・トラフィック量は、端末毎に管理者にてオンラインサイト上で日別データを確認でき

ること。

(5) 業務範囲

- ・閉域網通信サービスの提供開始にかかる受注者の作業範囲は、USBスティック型データ通信端末からモバイル閉域網へ接続し、本市指定データセンターに設置される受注者提供ルータまでの機器設置、設定とする。(接続イメージ図参照)
- ・USBスティック型データ通信端末にて割り当てられたIPアドレスがソースIPとして既設のテレワーク接続FWまで通信できること。

【接続イメージ図】



- ・保守範囲については、USBスティック型データ通信端末から本市指定データセンターに設置する受注者提供ルータまでとする。
- ・障害発生の際に対応可能な窓口（対応時間は原則として平日 9:00～17:00 とする。）を設けることとし、連絡手段は電話で対応できること。
- ・運用開始後に市内 LAN ネットワークなど他システムに影響を及ぼす障害が発生した場合は、発注者が契約する保守運用管理業務委託事業者と協力のうえ、原因の切り分け、及び解消に努めること。
- ・閉域網通信サービスのメンテナンスにおいて、受注者側でメンテナンスを行う場合は、メンテナンススケジュールを確認次第、原則1か月前までにメール等で事前通知をし、その後作業を実施すること。(ただし緊急度合いの高いメンテナンス作業は除く)

6 USBスティック型データ通信端末仕様

数量	250 台
重量	50 g 以下
インターフェース	U S B T y p e A
S I Mカード	本契約で調達
動作検証	提供の閉域網通信サービスで動作検証がとれていること。
保守	故障時は何度でも、無償で代替機手配を実施できること。 紛失時対応として、10 台予備機を準備すること。 端末保守受けは、ヘルプデスクを用意すること。 受付時間は、9 時～17 時までの 8 時間以上とし、365 日（年末年始を除く）の有人受付体制とすること。

7 工事および接続設定

- (1) 閉域網通信サービスの基地局等の設備工事、接続設定等を行うこと。
- (2) USBスティック型データ通信端末で使用するSIM機能の設定を行うこと。
- (3) 引き込む通信回線（ケーブル）の敷設及び設定を行うこと。
- (4) 設置作業は、原則として平日日中帯（午前 9 時～午後 5 時）に実施すること。

8 その他

- (1) 物件の搬入及び本仕様書に記された内容に関しては、受注者にてその費用を負担すること。
- (2) 物件の導入にあたり、事前に発注者と協議、打合せを行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づき物件の導入に関わる特許又は実用新案については、すべて受注者において責任を負うものとする。
- (4) 物件の導入にあたり、完了までに生じた故障及び不具合については、発注者の故意又は過失である場合を除き、受注者において原因を究明し、物件の取替え等を行い必要な費用について負担すること。
- (5) 本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、明確化するものとし、受注者の一方的な解釈によつてはならない。
- (6) その他、本仕様書に明記されていない細部の事項については発注者と協議して定めるものとし、たとえ指示がない場合でも当然なすべき事項についてはこれを省略してはならない。

【担当】

岐阜市司町 40 番地 1 岐阜市役所 7 階

行政部デジタル戦略課 長屋、岩木、奥田

電話番号 0 5 8 - 2 6 5 - 4 1 4 1 （内線 2 7 2 6）